

### 第3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

#### 1 提出しなければならない者

平成18年中に所得税法第204条第1項各号並びに所得税法第174条第10号及び租税特別措置法第41条の20に規定されている報酬、料金、契約金及び賞金（以下「報酬、料金等」といいます。）を支払った者です。

#### 【報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書の提出範囲】

| 区 分  | 提 出 範 囲   |
|--|---|
| (1) 外交員、集金人、電力量計の検針人及びプロボクサーの報酬、料金         | 同一人に対する平成18年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの  |
| (2) バー、キャバレー等のホステス、パンケツトホステス、コンパニオン等の報酬、料金 |   |
| (3) 社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬                   | 同一人に対する平成18年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの<br>ただし、国立病院、公立病院、その他の公共法人等に支払うものは提出する必要はありません。 |
| (4) 広告宣伝のための賞金                             | 同一人に対する平成18年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの  |
| (5) 馬主が受ける競馬の賞金                            | 平成18年中の1回の支払賞金額が75万円を超えるものの支払を受けた者に係るその年中のすべての支払金額                              |
| (6) プロ野球の選手などが受ける報酬及び契約金                   | 同一人に対する平成18年中の支払金額の合計が5万円を超えるもの   |
| (7) (1)から(6)以外の報酬、料金等                      |   |

報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

#### 2 各欄の記載要領

| 記入欄名        | 記載すべき事項   |
|-------------|---|
| (1) 支払を受ける者 | 「住所(居所)又は所在地」欄には、支払調書を作成する日の現況における受給者の住所(居所)又は所在地を確認して記載してください。   |
| (2) 区分      | 報酬、料金等の名称を、例えば、原稿料、印税、さし絵料、翻訳料、脚本料、作曲料、講演料、教授料、著作権や工業所有権の使用料、放送謝金、映画・演劇の出演料、弁護士報酬、税理士報酬、社会保険労務士報酬、外交員報酬、ホステス等の報酬、契約金、広告宣伝のための賞金、競馬の賞金、診療報酬のように記載してください。<br>なお、印税については、「書き下ろし初版印税」と「その他の印税」との区分を記載してください。  |
| (3) 細目      | 次の区分により記載してください。<br>① 印税・・・・・・・・・・・・・・・・・・書籍名<br>② 原稿料、さし絵料・・・・・・・・・・支払回数<br>③ 放送謝金、映画・演劇の俳優等の出演料・・・・・・出演した映画、演劇の題名等<br>④ 弁護士等の報酬、料金・・・・・・・・関与した事件名等<br>⑤ 広告宣伝のための賞金・・・・・・・・賞金の名称等<br>⑥ 教授・指導料・・・・・・・・・・講義名等  |
| (4) 支払金額    | 平成18年中に支払の確定したものを記載してください。<br>この場合、控除額以下であるなどのため源泉徴収されなかった報酬、料金等や未払の報酬、料金等についても記載漏れのないように注意してください。<br>なお、支払調書の作成日現在で未払のものがあるときは、その未払額を内書してください。   |
| (5) 源泉徴収税額  | 平成18年中に源泉徴収すべき税額を記載してください。<br>この場合、支払調書の作成日現在で未払のものがあるため源泉徴収すべき税額を徴収していないときは、その未徴収税額を内書してください。<br>なお、災害により被害を受けたため、報酬、料金等に対する源泉所得税の徴収の猶予を受けた税額があるときは、その税額を含めないで記載してください。  |
| (6) (摘要)    | ① 診療報酬のうち、家族診療分については「家族」の表示とその金額の記載をしてください。<br>② 災害により被害を受けたため、報酬、料金等に対する源泉所得税の徴収の猶予を受けた税額がある場合には、㊦の表示と猶予税額の記載をしてください。<br>③ 広告宣伝のための賞金が金銭以外のものである場合には、その旨とその種類等の明細を記載してください。<br>④ 支払を受ける者が「源泉徴収の免除証明書」を提出した者である場合、その他法律上源泉徴収を要しない者である場合には、その旨を記載してください。 |
| (7) 支払者     | 報酬、料金等を支払った者の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称及び電話番号を記載してください。   |

### 3 その他の注意事項

- (1) ①法人（人格のない社団等を含みます。）に支払われる報酬、料金等で源泉徴収の対象とならないもの、②支払金額が源泉徴収の限度額以下であるため源泉徴収をしていない報酬、料金等についても、提出範囲に該当するものはこの支払調書を提出することになっていますからご注意ください。
- (2) 支払調書の作成日現在で未払のものがある場合には、源泉徴収税額を見積りによって記載します。  
なお、その後現実に徴収した所得税の額が当該見積税額と異なることとなったときは、当初提出した支払調書と同一内容のものを作成し、右上部の欄外に赤書きで無効と表示したうえ、正当税額を記載した支払調書の右上部の欄外に赤書きで訂正分と表示したものと併せて提出してください（16ページ「第7 提出した法定調書に誤りがあった場合について」参照）。
- (3) 消費税等の取扱いについては、1ページ【法定調書の提出範囲の金額基準の判定及び記載方法について】を参照してください。
- (4) 税務署へ提出するこの支払調書は、通常の受給者のものについては1枚ですが、日本と情報交換の規定を有する租税条約を締結している次の各国に住所(居所)がある者の支払調書については、同じものを2枚提出してください。

#### 【日本と情報交換の規定を有する国の一覧】

|          |         |                      |          |          |
|----------|---------|----------------------|----------|----------|
| アイルランド   | エジプト    | スリランカ                | ニュージーランド | ベトナム     |
| アゼルバイジャン | オーストラリア | スロバキア                | ノルウェー    | ベラルーシ    |
| アメリカ合衆国  | オーストリア  | タイ                   | パキスタン    | ベルギー     |
| アルメニア    | オランダ    | 大韓民国                 | ハンガリー    | ポーランド    |
| イスラエル    | カナダ     | タジキスタン               | バングラデシュ  | マレーシア    |
| イタリア     | キルギス    | チェコ                  | フィジー     | 南アフリカ共和国 |
| インド      | グルジア    | 中華人民共和国 <sup>注</sup> | フィリピン    | メキシコ     |
| インドネシア   | ザンビア    | デンマーク                | フィンランド   | モルドバ     |
| ウクライナ    | シンガポール  | ドイツ                  | ブラジル     | ルーマニア    |
| ウズベキスタン  | スウェーデン  | トルクメニスタン             | フランス     | ルクセンブルグ  |
| 英国       | スペイン    | トルコ                  | ブルガリア    | ロシア      |

<sup>注</sup> 香港及びマカオを除く。

報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

### 4 記載例

#### 平成18年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

|         |             |                             |                          |  |
|---------|-------------|-----------------------------|--------------------------|--|
| 支払を受ける者 | 住所(居所)又は所在地 | 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1           |                          |  |
|         | 氏名又は名称      | 国税三郎                        |                          |  |
| 区分      | 細目          | 支払金額                        | 源泉徴収税額                   |  |
| 外交員報酬   |             | 円<br>2,250,000<br>2,654,000 | 円<br>13,000<br>1,214,000 |  |
|         |             |                             |                          |  |
|         |             |                             |                          |  |
|         |             |                             |                          |  |
| (摘要)    |             |                             |                          |  |
| 支払者     | 住所(居所)又は所在地 | 川口市西川口4-6-18                |                          |  |
|         | 氏名又は名称      | 株式会社 ○○販売 (電話)048-XXX-XXXX  |                          |  |

(注)

この記載例は、外交員報酬を次のように支払っている場合の例です。

- 1 1月から12月までの報酬の支払総額2,654,000円（給与等の支払金額なし）
- 2 1のうち、支払調書作成日現在において未払のもの合計金額250,000円

